

令和3年6月那須塩原市議会定例会議

議事日程（第7号）

令和3年6月24日（木曜日）午前11時開議

日程第 1 参考人からの意見聴取

出席議員（26名）

1番	堤	正	明	議員	2番	三本木	直	人	議員
3番	林	美	幸	議員	4番	鈴木	秀	信	議員
5番	室井	孝	幸	議員	6番	田村	正	宏	議員
7番	森本	彰	伸	議員	8番	益子	丈	弘	議員
9番	小島	耕	一	議員	10番	山形	紀	弘	議員
11番	星野	健	二	議員	12番	中里	康	寛	議員
13番	齊藤	誠	之	議員	14番	佐藤	一	則	議員
15番	星	宏	子	議員	16番	平山		武	議員
17番	相馬		剛	議員	18番	大野	恭	男	議員
19番	鈴木	伸	彦	議員	20番	松田	寛	人	議員
21番	眞壁	俊	郎	議員	22番	中村	芳	隆	議員
23番	齋藤	寿	一	議員	24番	山本	はる	ひ	議員
25番	玉野		宏	議員	26番	金子	哲	也	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	渡	辺	美知太郎	副市長	渡	邊	和	明
副市長	亀	井	雄	総務部長	小	出	浩	美
市民生活部長	磯		真	廃棄物対策課長	大	野		薫
産業観光部長	富	山	芳	農務畜産課長	渡	辺	直	次郎

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	増	田	健	造	議事課長	渡	邊	章	二
議事調査係長	佐々木	玲	男	奈	議事調査係	室	井	理	恵
議事調査係	飯	泉	祐	司	議事調査係	伊	藤	奨	理

参考人

環境省放射性物質汚染廃棄物対策室長	吉	野	議	章
-------------------	---	---	---	---

開議 午前11時00分

◎開議の宣告

○議長（松田寛人議員） 散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26名であります。



◎参考人からの意見聴取

○議長（松田寛人議員） 初めに、日程第1、参考人からの意見の聴取を議題といたします。

本日、農業系指定廃棄物の暫定集約に関し、参考人として環境省放射性物質汚染廃棄物対策室長吉野議章氏を招致しております。

今般、吉野室長を招致いたしましたのは、過日、本市に堀内環境副大臣が来庁し、本市の農業系指定廃棄物の暫定集約案が示され、定例会議終了日に運搬処分に関する追加補正予算等を審議する必要があります。

加えて、市民の安全・安心を確保する責任を持つ議会といたしまして、参考人の招致を行い、意見聴取を行うことといたしました。

それでは、吉野参考人、本件に関し説明をお願いいたします。

〔参考人 吉野議章登壇〕

○参考人（吉野議章） 皆様、こんにちは。

私は環境省環境再生・資源循環局の放射性物質汚染廃棄物対策室長を務めております吉野と申します。

本日は、このような機会をいただきまして大変ありがとうございます。

私は環境省で栃木県をはじめとして、福島県以外の指定廃棄物について担当しております。

まず初めに、長らく保管を続けていただい

ることにつきましては大変申し訳なく思っております。

私が着任したのは2019年9月でありましたけれども、そのときは、前の年にこの農家保管の指定廃棄物の暫定集約の方針が決まりまして、再測定を行っているといった状況でございました。県内の農家で保管いただいている実際の場所は幾つもの目で拝見をさせていただきまして、これらを何とか搬出をしていきたいという思いで取り組んでまいりました。

それで、この6月2日に環境副大臣が渡辺市長を訪問いたしまして、暫定集約の取組を具体的に進めさせていただきたいというお願いをさせていただいたところでございます。受け止めていただきました市長には感謝申し上げます。

そうしましたら、本日は資料を用意してございますので、その資料に従って御説明をさせていただきます。

まず1ページでございます。

まず、指定廃棄物とは何かということを簡単に御説明させていただきます。原発事故後、放射性物質で汚染された廃棄物の処理やいわゆる除染等の措置を定めた特措法が成立いたしまして、それに基づいて8,000ベクレルを超えた廃棄物について環境大臣が指定したものが、指定廃棄物でございます。福島県を中心に各地で発生しておりますけれども、発生した県内で処理するということがされております。

2ページになります。

ベクレルということで申し上げましたけれども、それが何の単位かということを簡単に御説明したいと思います。

ベクレルは放射性物質が放射線を出す力を表す単位でございます。一方、シーベルトというのも耳にされるかと思いますが、それは人が受

ける放射線被曝の線量の単位でございます。ベクレルが大きいほど多くの放射線が出ているということになりますけれども、人への影響といったことで見ますと放射線を遮る、距離を取るといったことで小さくすることができます。なお、自然界での放射線もございますので、日本の被曝線量といったものは年間平均で2.1ミリシーベルトということがいわれております。

3ページでございます。

8,000ベクレルの基準の考え方について御説明をいたします。汚染廃棄物の影響を最も受ける人は誰かと、それは廃棄物の処理に携わる作業員でありまして、さらにその中でも埋立て作業に従事する方ということだろうと思います。一般の人々につきまして、国際的に採用されているその追加被曝線量限度というのが年間1ミリシーベルトということなんですけれども、埋立て作業に従事する方でもこの1ミリシーベルト以下になるように設定したのが1キログラム当たり8,000ベクレルというこの基準でございます。処分場や焼却施設の周辺の住民の方への影響は、また桁違いに小さくなっていくということになります。8,000ベクレル以下の廃棄物は、既存の処理施設で通常の廃棄物として安全に処理することができます。

続きまして4ページでございます。

ここからが経緯ということになりますけれども、まず平成30年11月の関係市町長会議で国から提案させていただきまして、暫定集約を進めるということになりました。ここに絵がありますけれども、那須塩原市におきましては農家の方が53ございまして、53農家で保管をさせていただいているという状況でございます。

5ページになります。

昨年6月の会議では再測定の結果を示しておりますけれども、8,000ベクレル以下のものも相当

量あったということで、指定解除の仕組みも活用していくということを確認をさせていただいたところでございます。

それから次、6ページでございます。

昨年3月に公表した再測定結果です。これが那須塩原市、これは県内全体の農家保管のものを全て再測定いたしましたけれども、那須塩原市につきましては53ということで、その結果を記載してございます。

重量では8割に近い部分が8,000ベクレルを下回っているということが分かったということでございます。

今回6月2日の協力要請に先立ちまして、市内の保管農家の方に御意向を確認をさせていただいたんですけれども、暫定保管場所が決まれば順次持ち出すということにつきましては全ての方から問題ないということで回答いただきまして、ただ時期は相談してほしいという御意見はあったということでございます。

7ページになります。

これは6月2日の話ですけれども、関係する6市町の中で先駆けて取組を進めさせていただきたいという思いで協力要請をさせていただきました。追って手順を御説明させていただきます。

8ページになりますが、今後進める集約作業に関連する指定廃棄物の状況でございます。左半分にありますとおり、現在クリーンセンターにおきましては6棟の保管庫に1,700トンの焼却灰を保管いただいております。このうち8,000ベクレル以下となっているものが約3分の2でございますので、これを処分場に埋立て処分をすることとし、その空いたスペースに農家の保管分を搬入しようということでございます。

9ページは、センターと一般処分場の概要でございます。

10ページが、今回の取組の全体像ですけれども、11ページ、12ページにより分かりやすく絵を入れておりますので、まず11ページを御覧いただければと思います。

11ページ、まず番号が振ってありますけれども、①のところではクリーンセンター内に保管中の指定廃棄物である焼却灰のうち8,000ベクレル以下のものを指定を解除しまして、最終処分場へ運搬し、埋立て処分をするということでございます。残りの8,000ベクレルを超えているものについては保管庫内で整理をして、農家保管の指定廃棄物を搬入するスペースを確保していくということでございます。

12ページになります。

③とありますけれども、農家にある指定廃棄物をクリーンセンター保管庫へ順次運搬をしております。運搬が終了した保管場所は原状回復をしていくということになります。

④のところですが、クリーンセンターに搬入した指定廃棄物のうち8,000ベクレルを超えているものにつきましては、保管庫に整理集約をすると、焼却灰と一緒に整理集約をするということになります。

⑤につきましては、8,000ベクレル以下のものにつきましては、順次指定を解除して前処理を実施してクリーンセンターで一般ごみと混焼するというところでございます。こういった手順になっております。

13ページのところは、今申し上げた手順を文字で書いたものがございます。環境省全体としてももちろんしっかり取り組むということですが、指定廃棄物を扱うのが国で、指定を解除した後の廃棄物を扱うのが市というのが大きな役割分担ということになるかと思います。

14から18ページのところは、それぞれの手順ご

とに書いたものがございます。

まず14ページですが、焼却灰の運搬に当たってはフレコンバックに入れまして、シートで覆いまして、飛散流出防止対策をしっかりと講じて、また処分場では空間線量の測定等を行いながら実施をしております。

これまでも、クリーンセンターでの一般ごみの焼却によりまして焼却灰が発生しておりますけれども、8,000ベクレル以下ということで順次埋立て処分を行っております。特段、その周辺環境への影響はないという状況でございます。

15ページになります。

指定廃棄物の保管庫は、図のとおり6棟設けておりまして、これを活用して集約作業を進めていくということでございます。

16ページになります。

農家からの指定廃棄物の運搬に当たっては、飛散流出防止対策をしっかりと講じるのはもちろんのこと、運搬車両近くの空間線量の測定も行いまして、安全を確認しながら行っていくということになります。指定解除自体もまずはクリーンセンターで搬入してから行うということで、農家においたまま解除してしまうということはないようにいたします。

17ページでございます。

こちらには保管庫の写真も載せておりますけれども、農家から搬入した8,000ベクレル超えの指定廃棄物は、8,000ベクレル超えの焼却灰と併せて整理集約していくということでございます。

18ページです。

8,000ベクレル以下の稲わら、牧草等につきましては、クリーンセンターに搬入した後、順次指定を解除しまして、前処理として裁断を行った上で一般ごみと混焼するというところでございます。灰の濃度が高くなるないように、数%程度の低い

混焼率を設定をいたします。排ガスですとか空間線量の測定はこれまでもやっておりますけれども、引き続き行うということでございます。これまでも8,000ベクレル以下の一般ごみにつきましては焼却処理を実施しておりますけれども、周辺環境への影響はないということでございます。

今後また事業の進捗につきましては、市のホームページで随時公表をしていきたいということでございます。

19ページになります。

参考といたしまして、宮城県で行われている8,000ベクレル以下の稲わら、牧草等の焼却の実績を載せてございます。既存の焼却施設で一般ごみと混焼いたしまして、焼却灰は既存の処分場に処分しているということでございます。

焼却施設の排ガス処分場の放流水ともにセシウムは全て不検出ということでございまして、あと、ここは宮城県ですけれども、他県でも8,000ベクレル以下のものは普通の廃棄物として適切に処分されているというふうに認識をしています。

20ページになります。

こちらが現時点で見込んであるスケジュールということでございます。

8月にはまず焼却灰の処分を始めまして、並行して10月には農家からの指定廃棄物の運び出しを始めたいと思っております。

8,000ベクレルを超えるものにつきましては、来年の2月初めまでには集約を完了するというところを目指しております。

8,000ベクレル以下のものについても、順次搬入をいたしまして、来年1月中には混焼を始めたいと思っております。

令和4年12月までには農家からの搬出を全て終えまして、令和4年度内には処理を、混焼を全て終わらせるということを目指しております。

21から24ページについては、安全対策を詳しく書いたものでございます。今、手順を御紹介するときにも簡単なところは申し上げましたけれども、放射性物質汚染対処特措法の基準ですとか環境省のガイドラインに即して、しっかりと行ってまいります。

ただし、那須塩原市ではこれまでも指定廃棄物の保管をいただいているということでもありますし、また8,000ベクレル以下の廃棄物の焼却ですとか最終処分も行われておりますので、基本的にこれらの安全対策は既に行われているというものでございます。それらを改めて整理をして書かせていただいたということでございます。

詳細につきましては時間の関係もありますので、ここでは飛ばさせていただきます。

一番最後ですけれども、25ページになります。

今後に向けた決意をまとめさせていただいたということでございます。

指定廃棄物の集約作業は国が主体となっていくと、それから8,000ベクレル以下の廃棄物は通常の廃棄物と同様に処分が可能ということで、主体は市になりますけれども、その処分に当たっては国が責任を持って財政的・技術的な支援を行うということでございます。

いずれにしても安全の確保に万全を期しまして、農家の負担軽減に向けて市と連携しながら着実に取り組んでまいりたいと考えております。

冒頭、私からの説明は以上とさせていただきますと思います。

ありがとうございました。

○議長（松田寛人議員） ただいま説明が終わりました。

本件について質疑を許します。

7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 御説明いただきました。

8,000ベクレル以下のものを処分していくということなんですけれども、8,000ベクレル以上のものというものはどのくらいの数値を出している、8,000ベクレルを超えるというとなんか数字が分からないですけれども、どのくらいの数値が出ているものなのかを教えてください。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） 今おっしゃっていたのは濃度そのものことかと思えますけれども、農家保管につきましては、昨年の3月に再測定の結果を出しまして、そこで一番大きかったのでも十数万ベクレルという程度の単位です。結果につきましては全てホームページには出ておりますけれども、焼却灰につきましても8,000ベクレルを超えているところございますが、その程度だというふうに思っています。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 私も専門家じゃないので、どのくらい安全なのかというのがちょっとよく分からない部分なんですけれども、それを移動して、それでクリーンセンターで保管するという部分で安全性を確保できているということだと思えますけれども、その中でそれが8,000ベクレル以下になるのにはどのくらいの時間が要するものと想定しているのかも併せてお聞きしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） まず、放射能は時間がたちますと、自然の減衰で濃度が下がってまいります。セシウムはセシウムの134と137というのがございまして、半減期が2年と30年ということでそれぞれ違うんですけれども、それが最初は1対1の割合だったとして、だんだん年月がたつにつれて下がっていくということで、どうしても何ていうか

減り方は小さくなっていってしまうんですけれども、だんだんこう最初のほうは減り方は大きいんですけれども、だんだん減り方は小さくなっていくというようなことにはなりません。

もともと濃度が幾らかによって、それぞれの年数が違いますので、何年たったら全部消えるかというのはなかなかちょっと一概には言えませんけれども、何年というところは明確にはちょっと申し上げられないです。

○議長（松田寛人議員） 市長。

○市長（渡辺美知太郎） 室長はなかなか言いづらいでしょから、私のほうから補足しますけれども、十数万ベクレルというのははっきり言ってそんな大したレベルじゃないです。例えば、核廃棄物というのは何兆何十兆何京というベクレルですから、はるかにそれに比べれば全く別に問題ないレベルです。

それが何年かかるということでございますけれども、セシウム134は2年で、137は30年で半減期なんですけれども、やっぱり私が思った以上に半減期早いなど、つまりセシウム134の比率がかなり高いんじゃないかと思っております。ただ、数値が高いものに関しては恐らくですけれども、恐らく137の割合が多いんだと思うんですけれども、それでも既に10年たっていますから、あと20年すればかなり半減、もうだつて数万ベクレルが半減すれば何千単位になりますから、何十年とか何百年というレベルではなくて、早ければあと数年、長くても10年、20年すればほぼなくなるというふうに、私の勝手な私見ですけれどもそのぐらいだと思っております。

○議長（松田寛人議員） 副市長。

○副市長（亀井 雄） すみません、補足させていただきます。

今、農家で保管している放射能濃度なんですけ

れども、平均で4,300ベクレルでございますが、一番高いものは、指定したときは35万ベクレルというものがございました。ただ、令和元年度の再測定時の最大は15万ベクレルまで下がっているという状況でございます。補足でございます。

○議長（松田寛人議員） 8番、益子丈弘議員。

○8番（益子丈弘議員） 処分するに当たっては、先ほどの御説明にもありましたが、週1回空間線量ですとか、月1回地下水、また放流水の測定をそれぞれ行っておりますが、指定解除となって処分されるということで、風評被害や安全性を心配する市民もいらっしゃると思います。それらの懸念をどのように払拭されていくのかお伺いをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） まずは、今説明の中でも申し上げましたけれども、8,000ベクレル以下の廃棄物につきましては、特段の防護策必要なく作業員も扱ったりするということができますし、基準につきましても、これまでも市のほうではいろいろ測定、対応していただきまして、全て結果は基本的にはホームページでも公表しております。

そういったところ、あとは環境省のホームページにおきましても、農林業系廃棄物の処理の焼却施設の構造がどうなっているかですとか、いかにバグフィルターでしっかりセシウムを除去できるかとか、そういったことも説明した資料を掲載しておったりします。そういったことを御不安な声がありましたら、そういったところも活用しながら一つ一つ丁寧に御説明して対応していきたいと思っております。

○議長（松田寛人議員） 8番、益子丈弘議員。

○8番（益子丈弘議員） 今の御説明ですと、心配の声があれば丁寧な対応をされるというようなお

答えだったと思うんですが、そうしますとそれぞれ、特にこのクリーンセンターですとか埋立てに当たっては、処分場の関係する地域の方、特に住んでいらっしゃる方などは十分その心配する声、理解できるところでございますが、それらの声に対しても、真摯にその都度対応されていくというようなことで認識でよろしいでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） 環境省でもコールセンターもありますし、関東の地方環境事務所の相談窓口といたしますか担当もおります。もちろん、本省では私どもも対応いたします。あとは普段は市のほうでいろいろと市民に対応しておられると思えますけれども、そういったところ、みんなで連携をして対応していきたいと思っております。

○議長（松田寛人議員） 8番、益子丈弘議員。

○8番（益子丈弘議員） 御説明いただきました。

それではもう一点伺いますが、解除後廃棄物の処分に当たっては、先ほども御説明にありましたように国が責任を持って財政的、技術的な支援を行っていくというお話でございましたが、関わってくる業者などの選定をどのように行い、作業を進めていくのかお伺いをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） まず、環境省から発注する事業といたしましては、指定廃棄物そのものを農家さんから集めたりとかという指定廃棄物を扱う事業を関東の事務所から発注をするということになります。

その中身につきましては、入札ということになりますけれども、環境省の、これはホームページなんかでも公表しておりますが、土木工事の有資格者名簿に登録している建設業者に発注すること

になろうかと思っています。その中身につきましては、今申し上げたような作業の手順はもちろん書いてございますし、放射線を扱うに当たっての遵守しなければいけない事項ですとか、あとは一般的な本当に労働安全衛生法の観点からのことですとか、いろんな遵守事項を書いたものを公示をしまして入札にかけて決定をしていくということでございます。

○議長（松田寛人議員） 8番、益子丈弘議員。

○8番（益子丈弘議員） 入札をして行っていくということでございましたが、確認なんですけど、そうしますと、その入札に当たって、それぞれの基準がクリアできるというようなものであれば、当然、本市の業者なども選定されるというような認識でよろしいでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） おっしゃるとおりでございます。

○議長（松田寛人議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 8,000ベクレル以下になった廃棄物の運搬につきましては、一般ごみというふうなことで市の業務になります。そちらにつきましては、通常の業務ということになりますので、市の指名している業者の入札ということで、当然安全対策は取った上で運搬をするということになります。

○議長（松田寛人議員） 24番、山本はるひ議員。

○24番（山本はるひ議員） 指定廃棄物を集約するというところで、私は大変喜ばしいことだとは思いますが、このことにつきましては、持っている農家の方たちはその合意をしているということなんですけど、実際のところ、そのクリーンセンターとか最終処分場とかの周りに住んでいらっしゃる方は大変驚いていらっしゃる方もいます。

それで、ただいまのどんなことでもホームページに載っているというようなお話だったんですが、那須塩原の市民の方たちが、全てどんなことでもホームページを見て確認できるというものではございませんので、もう少し丁寧に、議員に対してもそうなんですけれども、そういう、何というんですか、市民合意を取っていただくというか、情報をきちんと伝達していただくというようなことが必要だと思うんですが、それについてはどんなことをされてきたのか教えてください。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） すみません。先ほどお話しすればよかったかもしれませんが、要請に伺った際も、市長からも、市議会ですとか市民の御理解が必要だということをおっしゃっていただきまして、議会につきまして、本日、こうした場で御説明をさせていただいているということでございますけれども、市民の方々につきましては、要請の後、クリーンセンターの御地元から説明会をやってほしいという御要望が市のほうにあったということで、27日の日曜日ですけれども、午後にはクリーンセンターの会議室で、その周辺の6地区の住民の方を対象にした説明会というものを予定してございます。

現時点で予定した説明会自体はそれだけなんですけれども、取組を進めるに当たりまして、不安の声などがあるようでしたら、市とも連携して対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（松田寛人議員） 24番、山本はるひ議員。

○24番（山本はるひ議員） 今、今日の説明会につきましても、この27日の周辺の自治会に対しての説明会につきましても、連絡は来ております。けれども、明日の補正予算を通すに当たりましても、そこで議会が合意をすればこのことが決まる

ということで、本来は周辺の市民に対してはもっと早い段階で説明をきちんとしていただいて、安心安全にやるんだよということを分かっていたからすべきではないかと私は思うんですが、そういうことは考えなかったんでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） 要請に当たりまして、先立ちまして市のほうから、地元の区長さんには一報はしていただいたというふうには思っております。ただ、もちろん、そこはそこまでとどまっておりますので、個々の住民の方には説明をしたということではございません。

そこは6月2日に協議をさせていただいて、ある意味オープンにしたというところでありまして、そこから市とも相談をしまして、今日の議会での説明と、あとはその27日の説明会をやらせていただくということで、まずは考えているというところでございます。

○議長（松田寛人議員） 24番、山本はるひ議員。

○24番（山本はるひ議員） 多分、今日とそれと27日の説明会によって、市民の皆様は分かっていた方もいらっしゃると思うんですが、この先何も起こらないと思うんですが、何か起きた時にはきちんと最初にこういう説明をして、那須塩原市民の方には合意をいただいているというものがあってこそそのやり方だとは思いますが、ぜひその辺は慎重にさせていただきたいと思います。

もう一つお聞きしたいことは、この最後のところに指定廃棄物の集約作業は国が主体となって行う、処分に当たっては国が責任を持って財政的、技術的支援を行いますと書いてあるんですが、確認なんです、これは本当に国のほうでここに書かれているこの説明をしていただいたことについて、お金の面も、それから人の面も技術的なソフ

トの面も全て国がやっていただけるということではないんですか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） まず指定廃棄物そのものを扱う作業自体はもう国でやります。8,000ベクレル以下につきましては、法律的には市町が処理責任者であるということにはなりますので、法律的な制度はそうなんですけれども、掛かる費用につきましては、汚染廃棄物に対応する費用につきましては、国で基本的には全額、市の持ち出しがない形で対応させていただきたいと考えてございすし、人という話がありましたが、何か人を派遣するということは特段今考えておりませんけれども、市とは日常的にいろいろと相談させていただいておりますし、いろんな相談事があればもちろんこちらでも対応していますし、そういったところで連携を密にしてやっていきたいと考えてございす。

○議長（松田寛人議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 先ほど議員から、もっと早く住民説明会をやった上で議会に諮るべきではないかというお話をいただきましたけれども、地元から説明会の要望が上がってきたのが6月15日でした。その後、周辺6自治会の全てに回覧をしていただきたいということで、日程の調整をした結果、最短で27日ということになったということでございます。

○議長（松田寛人議員） 24番、山本はるひ議員。

○24番（山本はるひ議員） 今の説明があったので改めてお尋ねするんですけども、確かに時間がなかったというのは確かかもしれないんですが、周辺の方々、その6つの自治会がどこかはちょっと定かではないんですが、そうでない方々も新聞報道があって初めて、そういうことを知ったとい

う方も少なくないと思うんですね。

今の御説明は、それは市の側の説明であって、本来は、もっと早くきちんと説明をして合意を取っておられたほうが納得はできるのではないかと私は思いますし、6つの自治会の方だけではなく、那須塩原市に住んでいる方にとっては、市で運営しているクリーンセンターなり処分場を使うのですから心配な方はいらっしゃると思うんですね。そういう意味では、やっぱりもう少しやり方は丁寧にしたほうがよかったのではないかと、もう今日のあさってというか27日になってしまったので仕方がないのですが、それは要望としてそのように思います。

もう一つ、お金と人のことなんですけれども、今、市は多分、そのほかのことでもとても人手を使っております。特にコロナ禍の中でワクチンだのというようなことで、本来の仕事をしている人たちがそちらの任務もやっているわけです。この指定廃棄物につきましては少し長いスパンでやるものではあるんですけれども、なし崩し的に人も、特に人なんです。お金はまあ出るんでしょうけれども、人を、市の方を、これにも従事してねとか、こういうことは市でやってねということにならないように私はしていただきたいというふうに、これはすみません、質問というより要望でございます。

以上です。

○議長（松田寛人議員） 吉野参考人。

○参考人（吉野議章） ありがとうございます。費用負担につきましては、先ほども申し上げたとおり、市が持ち出しがない形でということは考えております。

あと、技術的な支援のところでは、今、例えばこれから、先ほど具体的な手順を御説明しましたがけれども、本当に、ではもうなんていうかカレン

ダーに落とし込んでみてどうかとか、そういう本当に細かい計画を今後またつくっていったりしなければいけないと思いますけれども、そういったところにつきましては、できるだけ国のほうでも作業させていただいて、市とすり合わせながらやっていきたいと、市の職員の方の御負担を少しでも軽減する方向でお手伝いしながら頑張っていきたいと思っております。

○議長（松田寛人議員） 2番、三本木直人議員。

○2番（三本木直人議員） 私もあんまりこの放射能に関しては素人なんですけれども、農家なので農家の立場からちょっと心配事をお聞きしたいと思っております。

その保管してある放射性廃棄物を運び出した後、その農地というのは普通に使用できるんですか。お伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） 今保管している状態でも、下にちゃんと遮水シートを敷いたりとか、廃棄物そのものも決してむき出しな形で置いてあるわけではございませんので、土が汚染されているということはないと考えておまして、そこを運び出した後はしっかり原状回復をさせていただきますので、具体的にどういう形にするかは、個々に農家の方と相談をさせていただきながら話を進めたいと思っております。

○議長（松田寛人議員） 2番、三本木直人議員。

○2番（三本木直人議員） 一応安心したんですけども、我々農家なんですけれども、我々米を生産している団体で、どではら会という団体なんですけれども、東京の団体と取引をしているんですけども、それがその単位というのかな、いろんな単位が使われていると思うんですけども、これ間違っているかな、その食品に含まれる放射性

物質に関してちょっと単位を教えてください、食料として食べる場合。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） 今、ちょっと手元に正確な数字ないんですけども、食品に関しては100ベクレルというのが基準だったと思います。あと農地で例えばすき込みとか、肥料にしますとかそういったときには、基本的にはどこでもできますよという基準が農水省が出しているのが400ベクレルというふうに認識しております。

○議長（松田寛人議員） 2番、三本木直人議員。

○2番（三本木直人議員） それで取引先と一般的には100ベクレルですか、なんですけども、10ベクレルという基準を決められているんです。より安全で米が売れるというのが消費者にアピールできるように。それで検査をしているんですけども、たまに出るんですよ。非常に厳しい検査で、それがちょっと、それも個人情報なので名前を出さないから土地とかそういったものは分からないんですけども、多分、窪地とか水が集まる場所とかがあるんじゃないかと思うんですけども、ちょっと離れるんですけども、それで、その対策として塩化カリウムを農地にまくんです。理由としては、農作物がセシウムとカリウムの見分けがつかないらしいんですよ。で、一緒に吸うものでセシウムの含有量が低くなるという説明なんですけれども、これで合ってますか。

○議長（松田寛人議員） 三本木直人議員に申し上げますが、今、指定廃棄物に関しての質疑でございまして、その辺をよく考えながら質疑をお願いいたします。

2番、三本木直人議員。

○2番（三本木直人議員） すみませんでした。

私が何を言いたかったかという、その風評被

害です、要は。酪農家にしろ、水稻農家にしろ、食べるもの、飲むものを作っているものですから、そういったものの科学的安全性と、もう一つは安心ですね。その辺を両方、科学的な安全性と人間として受け止める安心感、それが両方ないとその品物は売れていかないというんですけども、その辺をひとつよろしくお願ひしたいと思って、私は終わりにします。

○議長（松田寛人議員） 19番、鈴木伸彦議員。

○19番（鈴木伸彦議員） 私からは、作業する人、それから今まで稲わらを置いていた人たちの環境ということでお尋ねしたいんですけども、単純に今まではベクレルということでお話がありましたが、シーベルトという単位でお話をお聞きしたいんですが、稲わらをためてあったところ、約1メートル範囲ぐらいのところは当初どれぐらいのシーベルトだったのか、今現在どれぐらいに下がっているのかが分かればと、あともう一つ、それを聞いて作業員の方が何シーベルトぐらいのところの線量の中で作業をする可能性があるのかなというのを伺いたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（富山芳男） 指定廃棄物を置いた保管した場所の空間線量ということでございますけれども、こちらについてはそれなりに処理しているといいますか、牧草とかそういうふうなローラーが置いてあって、その周りにこう土をかぶせて、その上に遮水シートをやっているという部分でございまして。その中でちゃんと放射線量というものを測っております、これは0.23マイクロシーベルト以下であったというのは間違いのないところでございます。

○議長（松田寛人議員） 19番、鈴木伸彦議員。

○19番（鈴木伸彦議員） それは分かりました。

私はもう一つ言っていたのは、作業するときそれをどかしますよね。そうすると、稲わらが出た状態で積み重なると思うんですけども、その稲わらのベクレルはもうかなり減っていて、5ページあたりにも書いてありますから、安全だとは思うんですよ、年間的にも。ただどれくらいの作業するときのシーベルトで、数字でいうと、どれくらいの数字なのかと、もし分かればお伺いしたいと思っています。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） 今、部長からお話ありましたが、実際作業をして、例えば搬出するときにはシート剥がしたりとかするわけなんですけど、そのときに何シーベルトまで上がるかというのはちょっと正直分からないところはあります。

ただ、指定廃棄物自体を今回搬出をする作業自体は国のほうでやらせていただきますけれども、その際には、しっかりと放射線を除染電離則という電離放射線の障害防止規則というものがございまして、一定以上の、本当は1万ベクレル以上のものを扱うときにはそれが適用されるわけなんですけれども、今回、入念的に8,000ベクレル以上のものについては、それを適用するというところでしっかりと対応していきたいと思っています。

それを対応しますと、扱う際には例えば長袖の衣類ですとか、綿の手袋をするとかそういったことが決まっております、あと放射線の管理担当者ちゃんと選任しなければいけないとか、そういった放射線防護の対応についてはしっかりと業者にやっていただくということは考えております。

そこで、例えば農家さんがその作業自体に携わるということとはございませんし、後は8,000ベクレル以下のものを扱う場合につきましては、特段そういった放射線の防護の措置というのは必要な

いということになりますので、そこは現状のクリーンセンターと処分場で作業いただいている方々にとっては、やること自体は本当に変わらないというように認識しております。

○議長（松田寛人議員） 15番、星宏子議員。

○15番（星 宏子議員） 今後のスケジュールなんですが、先ほどの説明の中で27日に6自治会の説明会があるということでしたが、これは今私たちが説明を聞いたことであると思います。ここは本当に来年の令和4年度までのものということなんですけれども、今後やっていくに当たりまして細かいスケジュール、まただんだん決まっていくと思います。

そうした中で、やはり自治会、その地元の方、または市民の方、不安に思ってもらっちゃう方はたくさんいらっしゃると思うんですけども、そういった細かいこと、ここで説明会が終わりというものではなく、やはり何か変更があったとき、または定期的にそういった説明会を開催していくとか、スケジュール決まった時点でここはやっていこうとかということも必要ではないかと思いますが、そういったことに関しては今後どのようにお考えになるのかをお伺いをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） おっしゃるとおり、資料の20ページに書いてありますのは大まかな現時点での見込みということでございますので、今後取組を進めていけば、いろいろとまた違ってきたりすることも出てくるかもしれませんし、ということはありません。

どういう形で細かいところを公表していくかは市ともよく相談させていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしても今日説明したとか、27日、日曜日に説明会をやりましたということで、後は

もうどんどんやらせていただきますというか、特に何も対応しませんよとかいうことではなくて、そこはもう不安の声があれば先ほども申し上げましたけれども、コールセンターなどもありますし、事務所のほうでも対応しますし、市のほうでも対応させていただくことになると思いますので、そこはいずれにしても安全安心をしていただきながらこちらのほうでも作業を進めていけるように、そこは誠意を尽くしたいと考えてございます。

○議長（松田寛人議員） 15番、星宏子議員。

○15番（星 宏子議員） ぜひよろしくお願ひします。

先ほどの山本議員の質問にかぶるのかなとは思いますが、ホームページを見てくださいますかとか何とかといっても、やはり情報弱者の方もいらっしゃいますので、ペーパーベースで、例えば回覧板通してでもいいでしょうし、そこは丁寧に地元の方、説明会の際にどういう方法がいいですかというのを聞きしてもいいとは思いますが、手段を考えていただければと思います。

あと、もう一つのその作業に関してなんですが、今ありますクリーンセンターのところのテントの中に保管してある廃棄物、指定廃棄物の8,000ベクレル以上のもの、それを今度、要はその中で今度は作業をするわけですよ。仕分けをしていかなきゃいけない。その仕分けをするときに、その扉は閉めておかないといけないと思うんですけども、あそこ二重扉ではなかったと思うんですよ。ただ閉めておくだけ。これから夏の暑い時期に入ってきたりとかといったときに、そこを扉を閉めたままでの作業というのは、物すごく防護服を着た上で扉を閉めて真夏の炎天下、作業ができるのかどうか、その辺の安全対策、作業員に対する安全対策と、あと扉を開けては絶対無理なので、その辺の空間線量の安全対策をどのように図ってい

くのか、そういった方法があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） 細かい手順は法令に、先ほど除染電離則と申し上げましたけれども、そういった環境法令に沿ってやっていくということではありますが、今おっしゃったとおり、時期的には暑い時期にも差し加かたりしますので、そこはしっかり換気をするとか、そういったところは作業員の健康にもしっかりと、そこは当然のことながら留意して進めなきゃいけないと思っております。

先ほど防護服とおっしゃいましたけれども、今回の作業については、特にいわゆるタイベックと言われている全身を覆うような、よく白い防護服みたいのを写真とかで御覧になったことがあるかもしれませんが、そういったところは必要なくて長袖の衣類であったりとか、幾つかそれも法令で決まっていますけれども、そういったことに対応していくということでございます。

○議長（松田寛人議員） 15番、星宏子議員。

○15番（星 宏子議員） あと、保管していた農家さんに対してなんですが、こちらのほうは作付できない状態で保管していたがために、その農地では作物ができなかったということもあります。そこに対するその補償的な部分というのは今後はどうにお考えになっていくのかをお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） これまで10年間、長い間農家の敷地内で保管いただく形となっております、環境省といたしましては、その状態を少しでも早く解消すべく暫定集約の取組を議論を進めてきたということでございます。

保管場所で仮に作付を行っていたとした場合等のいわゆる逸失利益につきましては、これまでは保管に当たって追加的に発生した費用ではないということでもありますので、そこは実は東京電力への賠償請求をということでお話しさせていただいてきたところではございます。県や市においても、東京電力と協議を行っている状況というふうに認識しております。一方で協議は円滑には進んでいないという話も、そこはよく聞いてございます。

これまで個人の敷地内で保管いただいてきて、そこはもう大変な御負担だろうというところはよく認識してございます。環境省として今、御指摘もありましたけれども、改めてその関係者に状況を確認しながら、今この時点で何ができるということまでは申し上げられないんですけれども、農家の皆さんに寄り添って、現時点で何ができるかということとはしっかり考えていきたいと思っております。

○議長（松田寛人議員） 産業観光部長。

○産業観光部長（富山芳男） その損害賠償ということですので、ちょっと私のほうから今の状況につきまして御報告させていただきたいと思っております。

現在、栃木県内で指定廃棄物を保管しております農家全体を対象といたしまして、栃木県と、あといわゆる我々、県協議会と呼んでいますけれども、正式名称でいいますと東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県協議会というものが、J A栃木中央会が事務局としてなっているものがございます。この県協議会と県が東京電力との協議を行っているという状況でございます。先ほど室長からもありましたけれども、この指定廃棄物の保管に係る東京電力の損害賠償については、この指定廃棄物が保管されていたことにより、本来得ることができたはずだった金額、それが損害賠償の対象となるだろうというふうに説明を受けてい

るところです。

現在、協議を行っているところなんですけれども、なかなかこう調整がなっていないという部分がございますので、本市としても今後損害賠償を求める農家にできるだけ早く適切な補償がされるよう引き続き東京電力、そして東京電力との協議の加速化、そういったものを県のほうに求めていきたいと思っております。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 今回の農家保管の指定廃棄物の処分、非常にいい方向にいつているのかと私は思っております。そういう中で、若干8,000ベクレル以下の廃棄物を焼却するということがスケジュールで書いてありますけれども、一般的に見ますと、期間を短くするのであれば、廃棄物は一遍に燃やして、そしてそれを保管するという考え方が一般的かなと思うんですけれども、このような形にして廃棄物を混焼しながら燃すという方向になった考え方みたいなものはどうだったかお伺いしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） まず、今回協力要請に当たりまして、その前からも市ともいろいろと意見交換をさせていただいたんですけれども、那須塩原市内におきましては、農家保管の指定廃棄物が量も1,200トンということで、相当な量があるということ、あとは再測定をした結果、8,000ベクレルを下回るものも8割弱あったということからも、そこはできるだけやっぱり量を減らしていったほうがいいんじゃないかというお話もありまして、今回そのような協力要請の内容になったということでございます。

もちろん市町によって、お考えがそれぞれかと

思いますので、そこは他市町については、またそれぞれ御相談をさせていただくということにはなりませんけれども、那須塩原市におきましては、今回、今申し上げたようなことで、このような取組を進めさせていただくことになったということでございます。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 廃棄物を燃しますと、どうしても放射性物質が濃縮されるというようなことが背景には考えられるわけですが、少しずつ燃すということで、これからかなりの期間かかるのではないかと思うんですね。どのくらいの期間を焼却するのにかかるか、どのように想定しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） おっしゃるとおり、汚染廃棄物だけを燃やしますと、そこで生じる焼却灰の、またその灰の濃度がまた今度高くなってしまいうところがございまして、一般廃棄物と今回は混焼ということで進めたいと考えております。それは、焼却灰の濃度が高くないようにするための措置ということでございます。

混焼率につきましては、先ほども数%程度というところで申し上げましたけれども、8,000ベクレル以下といっても濃度にいろいろ幅はありますので、その混焼する廃棄物の濃度に応じて率を調整しながら行っていくということで考えております。

期間につきましては、先ほどのスケジュールでこの20ページのところにありますけれども、1月の下旬から混焼をスタートさせまして、令和4年度内には完了すべく作業を進めていきたいと今の時点では思っております。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 御承知のように、栃木県

内では、この那須塩原市以外でもそれぞれこの指定廃棄物を抱えている自治体がたくさんあるということで、それぞれの自治体が今までこの指定廃棄物をどうするかというので苦慮してきたかと思うのですが、今回環境副大臣が要請されて、今回の参考人の方の御説明をいただいているわけですが、今までこの指定廃棄物を、この8,000ベクレル以下を指定解除して一般ごみとして扱うと、それをさらに最終的には西岩崎の一般ごみの最終処分場に入れるんだというお話なんですけれども、何十年もかかってずっといろいろ苦心してきた問題が急に今回こういう形になったんですけれども、それに対して那須塩原市民は結構不安があるかと思えます。

そこでちょっとお伺いをしたいのですが、この指定解除が8,000ベクレルを基準にしてする、しないという格好になるかと思うんですけれども、この指定解除というところはどの段階でやるのか。例えば、農家の今置かれている状態で再測定して8,000ベクレル未満のものはすぐに指定解除できるんだとするのか、あるいはクリーンセンターに持ち込んで、そこで再測定をして指定解除するかというのをもう一度再度お伺いしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） 農家に置いていただいている指定廃棄物につきましては、現状で8,000ベクレルを超えているもの、超えていないものにかかわらず、指定廃棄物のままクリーンセンターに搬入いたしまして、そこで搬入した上で解除できるものは解除していくというふうに考えてございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） そうなると、この農家の

ところからクリーンセンターに運送するところのときはまだ指定解除されていないというお考えかと思うんですけれども、それで、運搬に本当に安心なのかというところをちょっと再度お聞きしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） そちらにつきましては今回、説明自体はちょっと省いてしまいましたけれども、資料の22ページのところに農業系指定廃棄物の収集運搬につきまして、安全対策というか基準の中身をポイントを記載してございます。

当然、飛散流出しないようにというところは大前提でございまして、そこはしっかりとシートで覆うとか、そういった対策は当然のことながらやるということでございますし、あとは実際、ではいつ運搬するのかといったところで、例えば混雑した時間帯とか通園通学の時間帯は避けますとか、そういったことは考えたいと思いますし、あとは基準で定まっていますのは、この絵がありますけれども、トラックの周りを空間線量も測りまして、基準が定まっていますので、要は近くに行っても大丈夫かというところはしっかり確認しながら進めていくというところで考えてございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） クリーンセンターで再測定をされるということですので、ここの資料の中ではフレコンに8,000ベクレル以上のものも以下のもも含めて再測定するというところでよろしいでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） クリーンセンターに現在保管している焼却灰の濃度と、あと各農家さんに保管いただいている農業系の指定廃棄物の濃度、こ

れ自体はもう既に直近の値といえますか、濃度は我々も把握しておりますので、これから新たにその測定をするということではございません。現状把握している濃度で8,000ベクレルを超えているか以下かということで扱いを変えていくというふうに考えております。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） そこでちょっとお伺いをしたいのですが、私の手元に牧草、それから稲わら、たい肥の指定を申請したときのこの農家の農業系の廃棄物の指定申請時の実際のベクレルの値と、あと再測定したときのベクレルの値が、資料は持っているんですが、この中でやはりちょっと疑問に思うのは指定時から再測定で10分の1に減ったものもあります。だけれども、ほとんど変わらないものもあると。逆に再測定したらこのベクレル単位が上がっているものも2件ほどございます。

そこでちょっと疑問が生じるのは、この農家のものを8,000ベクレルより超えているのか下なのかというこの測り方が、本当にこんなバラバラな数字が出てきた中で大丈夫なのか、どんな測り方でこの8,000ベクレル以下なのか、オーバーなのかというのがちょっと不安に思うのですが、こちら辺はいかがですか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） 今、御覧になっているのは恐らく昨年3月に再測定の結果を公表したときのものかもしれませんけれども、その当時もおっしゃるとおり、減り方が大きいものと逆にちょっと上がっているものとかというのは幾つか、そういうものは散見されたということでありまして、それは何なんだろうということで、そこは有識者の方の御意見も聞いたりとかはしております。

ただ、やっぱりそこは当時申請をした時の測定、申請したときに測定をしているわけですが、その当時、例えば稲わらの塊があって、その放射性物質が降り注いで汚染廃棄物ということになってしまっているわけなんですけれども、例えばその表面だけをサンプルを取ったとか、そういったところで当時高くなってしまっていて、その後、しっかりロールに入れて保管するときにそこは攪拌されて濃度が下がったんじゃないかとか、そういったことは考えられるかなというところであります。なので、ちょっと個々には幾つか、そういう事例はございました。

測り方は農業系廃棄物については、一山ありましたら、その中から10点サンプル、試料を取りまして、それを混合した試料を作って、その濃度を測るというようなやり方をしております。これは栃木県に限らず、全て公定法として環境省のガイドラインにも定められている方法がありますので、それに沿って、栃木県の中でも再測定をしたということでございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 一つ、少し乱暴な言い方になるかも分かりませんが、この指定廃棄物を指定解除して一般ごみにすると、一般ごみにして西岩崎の一般ごみの最終処分場に入れるという、指定廃棄物を指定解除すれば一般ごみの扱いになるんだと、西岩崎の一般ごみの最終処分場が実質的には最終処分場に置き換わるんだというふうに見えるんですが、こういうやり方でいいのかどうかというのが、ちょっと私の疑問に思うところではありますが、これに対してやはり周辺の6自治会だけではなくて、栃木県の特に県北地域の人、みんな不安があると思いますので、せめて那須塩原市民全体にも安心だというようなプロセスを踏んでしっかり説明をしていただきたいなと思

いますので、今後よろしく御検討のほうも含めてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 14番、佐藤一則議員。

○14番（佐藤一則議員） 安全対策についてなんですけれども、事故が起きてはならないことなんですけれども、万が一事故があった場合の対処、連絡体制をあらかじめ定めるといことなんです、これはいつ定めて現在どのような事故を想定されるとか、その辺まで進んでいるのかどうか伺いをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） 基本的にはもちろん事故がないようにということが大前提でございます。例えば、運搬をしている最中に交通事故に遭ってしまったとか、積んでいるトラックが横転してしまったらどうするかとか、そういったところはあらかじめもちろん作業に入る前にしっかりと定めて連絡体制とかもまとめた上で作業に入っていくということで考えております。

○議長（松田寛人議員） 14番、佐藤一則議員。

○14番（佐藤一則議員） この資料だと、安全対策の②ということで農業系指定廃棄物の収集運搬のところにはしか出ていませんので、そのほかの業務においても万が一事故が発生する場合もあると思いますので、そちらも全てトータル的に考えているのかどうか伺いをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） 確かに資料上はここにしか書いてございませんが、当然他の全ての工程において、そのところはしっかりとやっていかなきゃいけないと思っております。

で、特にこの安全対策の②のところは今回の暫定集約に当たって、新たにといいますか、これは

現状ではやっていないことなので、そこはしっかり書きましたけれども、例えば安全対策の①とか諸表のところにつきましては、8,000ベクレル以下のものについては、これまでも基本的にはやっていただいていることですので、そういった現状の対策でもしっかり多分恐らくやっていただいていると思いますし、今後とも作業全体としてそこをしっかりと確認しながらやっていきたいと思っております。

○議長（松田寛人議員） 14番、佐藤一則議員。

○14番（佐藤一則議員） やはり安全対策は事故が起きてからでは遅いということで、今回も事故が起きてしまったから今、対策に苦慮していると思いますので、あらゆる場面を想定いたしまして万全を期していただければと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（松田寛人議員） 13番、齊藤誠之議員。

○13番（齊藤誠之議員） ちょっと財政的な支援ということで先ほど説明があったんですが、今、各議員の方が質問したとおり指定解除をすれば一般廃棄物ということで市の責任に変わってくるという中で、少しづつ焼却場に入れるという形で混焼していくというお話ございました。結果的に燃焼ガスを外に出さないためにはバグフィルターが必要になってくるんですが、市の責任が変わるということは、一般の廃棄物の焼却も含めて市が管理していくということになっていくわけなんですけれども、その中で、その指定廃棄物から解除された稲わら等を焼却したのも同じごみとしてバグフィルターかけて使っていくわけですよ。そうすると、少なからずバグフィルターにたまったものを飛灰として8,000ベクレル以下を埋めていくということになっていくと思うんですけれども、そのバグフィルターの中に使っているろ布であったり、そういった消耗品、こういったところにもし

っかりと環境省で目をつけていただかないと、那須塩原市の財政の中でも清掃センターの維持管理費って莫大にかかっているんですよね。市民の不安払拭するためにしっかりと環境省も、その辺抜け目なく財政的技術的な支援をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがなように考えているかお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

吉野参考人。

○参考人（吉野議章） まず8,000ベクレル以下の部分についても農林業系廃棄物の処理加速化補助金というのがございまして、そちらで対応したいと思っていますけれども、今おっしゃったバグフィルター、今ちょっと現状、交換時期は何年かに一週ということかと思っておりますけれども、今どういう段階かは分かりませんが、そこは今後取組を進める上で必要があれば補助の対象の範囲内で対応していきたいと思っております。

○議長（松田寛人議員） 13番、齊藤誠之議員。

○13番（齊藤誠之議員） ぜひよろしくお伺いいたします。

このスケジュールから見ても令和4年以降からその混焼が始まるということで、今日のお話を忘れずに、数年かかるかもしれませんし、その分けていて保管したものが数値下がったらまた混焼していくということなので、そういった指定の、環境省から要請があって市長と同意した地域の清掃センターに関しては、その辺の目配りもよろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（松田寛人議員） ほかにございませんでしょうか。

市長。

○市長（渡辺美知太郎） 議員の皆さんの質疑を見ておりましたが、本当に率直に言って皆さんおっ

しゃるとおりです。別にこれ皆さんにおべっか使うわけじゃないですけども、本当に皆さんの質問見ていると素晴らしいなと思ったんですね。私はやっぱり国会で放射能に関する質問をたくさん見ってきましたし、たくさん私もやりましたけれども、なんかこう安心・安全のためにやっている質問じゃないよねみたいなものも結構いっぱい見てきた中で、市議会の皆さんは本当にこう住民に寄り添うと、別にそれ以上の思惑はないというふうに見ていまして、やっぱり喜ばしいことだとか歓迎すべきこと、皆さんそんなふうに思った上で、やっぱり疑問を呈されていて、僕はちょっと感動しました。

山本議員もおっしゃっていましたがけれども、確かにその住民への周知とか、やっぱりそこら辺は、環境省は環境省でいろいろな事情がある部分はあるとは思いますが、そこはやっぱり市民の人はそう思うんでしょうし。

三本木議員はベクレルの話されていました。国では一応、法律では100ベクレルなんですけれども、大体自主的に50ベクレルとかにしているわけですよ。残念ながら、今はまだ那須塩原は、那須塩原ばかりじゃないですけど、山菜とかはまれに高いものが出てくるわけですから、やっぱりジビエとかやりたくても放射能測定しなきゃいけないと、それはチェックしなければいけないわけですから、もちろん安全性と風評被害、これは農産品だけじゃなくて観光もそうですけれども、ここは当然セットとしてやってほしいなと思っていますし。

星議員や齊藤誠之議員おっしゃるとおり、やっぱり補償の部分とか、それから経費も、これは環境省に申し上げたいんですけども、やっぱり最低経費、最低限の経費払ったからいいでしょうというのではやっぱり困るわけですね。領収証持っ

てきたら金払ってやるよというのでは困るわけで、それはやっぱり誠意を見せてほしいと思います。それはやっぱり我々はある意味で、国の責任といってもここは実質的に責任、我々も、議会も、執行部も、こうやって実質的には来るわけですから、それはやっぱり国としても誠意を見せてほしいと思いますし、僕はちょっと個人的な話で申し訳ないですけども、私は国会議員のときに指定廃棄物の問題とか物すごいたくさんやってきたんです。福島県外の指定廃棄物、放射線廃棄物ははっきりいって僕が国会で一番質問したといっても過言ではないんです。指定廃棄物だけじゃないです。もう当時の除染だって、いわゆる低線量メニューで、もうないですけども、那須塩原よりも福島県内低いところもあるわけなのに、何で除染でこんなに差別されなければいけないんだとか、子供の甲状腺だってそうですよ。僕はもう散々言ってきました。

指定廃棄物も、当時の東京電力の社長が国会に招致されたとき僕は言ったんですよ。これは排出責任がありますよと。排出物は、廃棄物を出した責任があるわけですから、これが東京電力がやはり第一原発跡地に持っていきべきじゃないですかと言いました、それは。ただ、やっぱり第一原発もいろいろ跡地がないとかいろいろ、これは指定されていますから、普通の廃棄物ではないんですけども。当時はいわゆる福島持っていけ論とかありましたけれども、ただ、やっぱり今もう10年たっていて、もちろん遡ってできる部分はしっかりやってほしいと思っていますけれども、やっぱり前に進まなきゃいけないと。

特に、やっぱりこの問題でずっと苦労されてきたのが農家の方々であります。そういったところを少しでも、やはり10年間お待たせしてきてしまっておりますから、そこを少しでも改善をしてい

きたい。

ただ一方、不安に思っている市民もたくさんいらっしゃると思いますし、やっぱり今後も齊藤誠之議員が言ったとおり、いずれにせよすぐに終わる話じゃないので、ぜひ環境省におかれましては、吉野室長は個人的にはずっとこの問題されていて非常に御苦労されているんだと思いますけれども、やっぱりこうした議会でのやり取り、それから住民説明会で上がってきたことに関しては、ぜひいろいろと配慮していただければなというふうに思っております。

すみません、これは私の感想といたしますか。皆様の議論を見た上での所感でございます。

○議長（松田寛人議員） 質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。



◎散会の宣告

○議長（松田寛人議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 零時19分